

平成30年度 東京都ゴルフ連盟 小中学生ゴルフ大会

実施規定

主催:東京都ゴルフ連盟(TGA)

協力:GMG八王子ゴルフ場

1. **開催目的** 東京都ジュニアゴルフ選手権、関東ジュニアゴルフ選手権及び東京都小学生ゴルフ大会、関東小学生ゴルフ大会への出場を目指すジュニアゴルファーを対象にラウンド及び講習会を通して、スコアカードの記入方法やエチケット、マナー、ルールの徹底と技術の向上を図る。
2. **期日及び場所** 平成30年8月8日(水) GMG八王子ゴルフ場
八王子市川口町3515 TEL042-654-4311
3. **参加資格** 平成30年8月8日現在、東京都内在住在校の小学校4, 5, 6年生、及び中学生のJGAジュニア会員で、中級者・上級者であること。
18ホール平均ストロークにより、次のように区分する。
 - ・上級者 99ストローク以下でラウンドできること。
 - ・中級者 100～119以下の間でラウンドできること。*競技委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断した競技者の参加資格を取り消すことができる。
4. **講習内容**
 - ① スタート前に2016年の規則書を使用し、ルール、エチケット、マナー及びラウンドの要領について講習を行う。
 - ② 18ホールのラウンドは指定されたキャディーが同行する。
 - ③ 競技用スコアカードの正しい記入方法や大会に参加するにあたり必要な事項に重点をおいた指導を行う。
5. **キャディー** 正規のラウンド中、プレーヤーが委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『付属規則 I (B)2』を適用する。(ゴルフ規則179ページ参照)
*なお、プレーの形式は共用のキャディーとなる。
6. **募集人員**
 - ・小学生 4, 5, 6年生の中級者・上級者 ……………男女合わせて 30名
 - ・中学生の中級者・上級者 ……………男女合わせて 48名
7. **スクール**
 - ・スタート前に、ルール、エチケット・マナー、及びラウンド要領の講習を行う。
 - ・スコアカードの正しい記入方法や、公式大会参加に必要な事項の指導を行う。*当日のスケジュール(参加者数・ラウンド進行状況により予定を変更する場合がある。)
 - ① 小学生の部
 - ・受付 6:30～7:00(フロント前)
 - ・ラウンド 7:30 南スタート
 - ・研修会講義及び成績発表 14:30～15:10
 - ・閉会式・解散 15:30～

② 中学生の部

- ・受付 7:00～7:30(フロント前)
- ・研修会講義 8:00～8:40
- ・ラウンド 9:00 南スタート
- ・閉会式及び成績発表 ・解散 16:30～

8. 講師

東京都ゴルフ連盟 競技委員会委員、ジュニア委員会委員

9. 参加申込

- (1)先着順に受付、定員になり次第締め切る。
- (2)郵送された所定の参加申込用紙かTGAホームページから参加申込書をプリントアウトして、郵送又はFAXで申し込むこと。(東京都ゴルフ連盟 FAX番号 03-5366-0316)
- (3)本人又は親権者が申し込むこと。
- (4)申込にはJGAジュニア会員番号が必要なので、予め確認しておくこと。
- (5)申込受付確認は、前日17時までの受付について翌日ホームページに掲載する。

10. 申込受付開始

平成30年6月25日(月) 午前10時

11. 申込受付締切

平成30年7月20日(金) 午後3時

12. 参加料

5,400円(消費税を含む)

必ず参加者名で、下記口座に申込締切日までに振り込むこと。

<p>三菱東京UFJ銀行 新宿中央支店 普通預金 5829486 口座名:東京都ゴルフ連盟 理事長 村田 恭男</p>

* 申込締切後に参加をキャンセルした場合、参加料は返金しない。(参加資格を喪失し出場できなかった場合も含む)

13. プレー費

プレー費は各自で精算すること。(都連盟との特約料金、免税扱い)

14. 賞

小学生・中学生 男子の部、女子の部の入賞者(1位～3位)に記念品を贈呈

15. 個人情報及び肖像権に関する同意内容

参加申込書により、TGAが取得する個人情報は、次の目的の範囲内で他に提供することについて、予め同意することを要する。

- (1)TGAが主催する競技の参加資格の審査
- (2)大会開催及び運営に関する業務 これには
 - ①参加者に対する競技関係書類の発送
 - ②競技の開催に際し、競技関係者に対する参加者の氏名、生年月日、所属団体、その他選手紹介情報ならびに競技結果の公表を含む。
- (3)TGAが取得する参加申込者の個人情報と、その競技における競技結果の記録の保存、ならびに競技終了後において必要に応じ、そのうち上記(2)②記載の公表事項の適宜の方法による公表。
- (4)大会中、連盟役員等が撮影した映像の著作権は主催者に譲渡することを、予め承諾することを要し、その取扱いは上記(3)に準ずる。